

## 新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱

制 定	令和3年3月24日付け農第1363号
改 正	令和3年6月25日付け農第221号
改 正	令和4年4月15日付け農第71号
改 正	令和4年10月21日付け農第720号
改 正	令和5年4月12日付け農第18号
改 正	令和6年3月26日付け農第1447号

### (趣旨)

第1 島根県の農業就業人口は減少を続け、平均年齢が既に70歳を超えている状況であることから今後も農業就業者の減少は避けられない。また、島根県農業が維持・発展していくためには、このような就業者の年齢構成の偏りを度外視しても米などの土地利用型作物については、農地の集積を進めた上で年間10人程度、施設園芸、畜産では、販売額1,000万円を基準として年間50人程度の新規就農者が必要となるが、現状では、新規就農者の中で自営就農者の割合が約3割、中でも今後中核的な担い手として期待される認定新規就農者は毎年40人前後と、必要数に対して大きく不足している。

そのため、UIターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化していくことが、島根県農業の持続的な発展に不可欠である。

そこで、新規自営就農者を始めとした担い手の増加に向けた対策を総合的に実施するものとし、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象等)

第2 補助金の事業種目、対象経費、事業実施主体及び補助率は、別表1及び別表2に定めるところによる。

### (補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第1号及び別記(1)～(4)の取扱いに定められた申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### (変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第2号及び別記(1)～(4)の取扱いに定められた変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止
- (3) 事業種目の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合
- (4) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (5) その他知事が必要と認める場合

#### (概算払請求)

第5 事業実施主体が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号による請求書を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第6 事業実施主体が、規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第4号及び別記(1)から(4)までによるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合には、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月末日までとする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第7 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (書類の提出)

第8 この要綱の規定により知事に提出する書類は、別記（１）～（４）の取扱いにより提出するものとし、農業経営課に提出するものとする。

（帳簿等の保管）

第9 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
（多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱等の廃止）
- 2 多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱（平成30年3月23日付け農第1621号）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱において県が認める研修機関等について（令和2年3月30日付け農第2005号通知）は廃止する。  
（経過措置）
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱別記5の第7の1の（1）又は2の（1）に規定する研修計画又は青年等就農計画等の承認を受けた者については、この要綱別記3の第7の1の（1）又は2の（1）に規定する承認を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

(番 号)  
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付される  
よう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 経費の配分  
様式第1号（別紙）のとおり
- 2 事業の内容  
別添：別記（1）～（4）の「承認申請書」のとおり  
（該当する事業種目のみ添付する）

様式第1号（別紙）

1 事業の目的※1

2 経費の配分

（1）経費の配分及び負担区分

事業種目	事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業に 要する経費 (要した経費) (a)+(b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)	
	円	円	円	円	円	
合計						

3 収支予算※2

（1）収入の部

区分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
計				

（2）支出の部

区分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備考
計				

4 事業完了予定年月日※3                      年    月    日

※1及び3：実績報告の時は※1「成果」、※3「事業完了年月日」とする。

※2：別記（2）以外の事業のみ記入する。

様式第 2 号

(番 号)  
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金変更承認申請書※2

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。※2

記

1 変更理由

2 経費の配分等

様式第 1 号（別紙）のとおり

※1 この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

3 事業の内容

別添：別記（1）～（4）の「変更承認申請書」のとおり  
（該当する事業種目のみ添付する）

※2 補助金の額が増額する場合は、件名の「新規就農者確保・育成事業費補助金変更承認申請書」を「新規就農者確保・育成事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

島根県知事 様

事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったこの補助金について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

事業 種目	交付決定額 ※1		月 日現在 予定出来高		県補助金			事業 完了 予定 年月日	備考
	事業費	県補助金 (a)	事業費	県補助金	既受領額 (b)	今回 請求額 (c)	残額 (a-b-c)		
	円	円	円	円	円	円	円		
計		( %) ※2		( %) ※2	( %) ※2	( %) ※2	( %) ※2		

※1 「交付決定額」には補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

※2 「( %)」には、(a)を100%とする割合を記入すること。



様式第4号

(番 号)  
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおりその実績を報告します。

(なお、併せて精算額 円の交付を請求します。)

記

1 経費の配分

様式第1号(別紙)のとおり

2 事業の内容

別記(1)～(4)の「実績報告書」のとおり

(該当する事業種目のみ添付する)

様式第5号

(番 号)  
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体名  
代表者氏名

令和 年度新規就農者確保・育成事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付規則第11条に基づく確定額  
金 円  
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)  
金 円

(注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

別表 1

事業種目	対象経費	事業実施主体	補助率
1 就業プランナー・PR強化事業			
就業プランナー活動事業	就業プランナーの件費、活動経費	公益財団法人しまね農業振興公社	10/10
島根農林水産業のPR強化事業	島根農林水産業のPR強化に要する経費		10/10
2 就農パッケージづくり推進事業	就農パッケージづくりの推進に要する経費	地域担い手育成総合支援協議会及び地域農業再生協議会とする。ただし、協議会等の構成団体である市町村が実施する方が効率的である場合には、事業実施主体となることできる。	1/2以内 (補助金額上限200千円、下限100千円)
3 農業人材投資事業			
準備型	就農時年齢原則50歳以上の者が県内で農業経営を開始するために必要な研修を行う期間に係る助成経費	市町村	定額
経営開始型	就農時年齢原則50歳以上の者が県内で農業経営を開始した場合に、営農と生活を安定させるための助成経費		定額
4 水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業	島根県水田園芸・有機農業地域研修事業の受入経営体が同事業を実施する場合の助成経費	市町村、地域担い手育成総合支援協議会又は地域農業再生協議会	定額

別表 2 別記 (2) における補助対象経費の内容

区 分	内 容
報 償 費	講師謝礼、視察料
旅 費	普通旅費、費用弁償
需 用 費	印刷製本費、資料費等(事業遂行上特に必要なものに限る)
役 務 費	通信運搬費、手数料
委 託 料	各種調査研究の委託料、ホームページ費用、動画作成費
使用料及び賃借料	建物、機械・器具、自動車等の借り上げ料及び損料
原 材 料 費	実験・実証材料費、加工用原材料費、工事用材料費
備 品 購 入 費	資料として必要な図書等の購入経費
負 担 金	研修負担金、イベント等参加負担金
そ の 他	上記以外のもので事業遂行上特に必要と思われる費用であらかじめ承認をうけたもの

## 別記（3）

# 農業人材投資事業

### 第1 事業の内容

農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

### 第2 事業の種類

第1の目的を達成するために必要な以下の活動を実施する経費に対し支援を実施する。なお、補助率等は、別表1のとおりとする。

#### 1 準備型

就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を交付する事業

#### 2 経営開始型

経営開始直後の就農者に対して、資金を交付する事業

### 第3 事業の仕組み

県は、事業実施主体に対して、補助金を交付する。

### 第4 事業実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

### 第5 資金の交付要件等

市町村は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

#### 1 準備型

（1）準備型の交付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則50歳以上の県内在住者又はU I ターン者（県外から住民票を異動させてU I ターンをしようとする者若しくはU I ターンして、就業及び就農をしていない段階の者。なお、既にU I ターンしている者については、原則として、住民票を異動して概ね1年以内とする。ただし、公益財団法人ふるさと島根定住財団の産業体験期間、市町村事業等による農業研修期間及び地域おこし協力隊員等として地方自治体から委嘱され、地域協力活動に従事した期間を除く。）であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。ただし、50歳未満であっても、研修先が新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）（別記2）就農準備資金・経営開始資金の第5の1の（1）のイの（ウ）のaであることを理由に対象とならない場合であって生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択を可能とする。

イ 第6の1の（1）の研修計画（農業人材様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

（ア）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた研修機関等で研修を受けること。

- (イ) 研修期間が概ね6か月かつ概ね600時間以上(概ね1月当たり100時間以上)であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
- (ウ) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- a 当該先進農家等と過去に雇用契約(公益財団法人ふるさと島根定住財団の事業による産業体験及び市町村等の事業による農業研修における研修先と締結した契約並びに短期間のパート及びアルバイトを除く。)を結んでいないこと。
  - b 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。
- ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。
- エ 原則として生活費の確保を目的とした国や地方公共団体の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に国の就農準備資金の交付、就農準備支援資金の交付、農業次世代人材投資資金の交付、青年就農給付金の給付、就職氷河期世代の新規就農促進資金の交付、就農給付金の給付、半農半X支援事業による助成又は改正前の本要綱別記4経営継承・発展等研修支援事業による助成を受けていないこと。
- オ 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割(農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承すること又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となること(以下「農業経営を継承」という。)又は独立・自営就農(2の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)することを確約すること。
- カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあっては、就農後1年以内に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画(以下「農業改善計画」という。)又は第14条の4第1項に規定する青年等就農計画(以下「青年等就農計画」という。)の認定を受けること。
- キ 第6の1の(1)の研修計画の承認申請時において、前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択を可能とする。
- ク 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまで、又は第6の1の(1)の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入すること。
- (2) 資金額及び交付期間
- 資金の額は、交付期間1月につき1人当たり県内在住者にあっては6万円、U Iターナー者にあっては12万円とする。また、交付期間は、最長12月とする。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、市町村は資金の交付を停止する。

- ア (1)の要件を満たさなくなったとき。
  - イ 研修を途中で中止したとき。
  - ウ 研修を途中で休止したとき。
  - エ 第6の1の(4)の報告を行わなかったとき。
  - オ 第7の1の(4)の研修実施状況の現地確認等により、次に掲げる事項を満たさず適切な研修を行っていないと市町村が判断した場合(例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など)。
    - (ア) 研修に積極的であり、指導者等関係者の助言・指導に従うこと。
    - (イ) 研修内容を理解し、就農に必要な技術や知識の習得が認められること。
    - (ウ) 成績表の発行がある機関で研修する場合にあっては、最低評価がないこと。
    - (エ) 就農に向けた準備を行い、着実な就農が期待されること。
    - (オ) 研修の出席状況が良好で、概ね6か月かつ概ね600時間以上の研修を受けている(受ける見込みがある)こと。
- (4) 次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事情として市町村が認めた場合(イの(カ)に該当する場合を除く。)はこの限りでない。
- ア 一部返還
    - (ア) (3)のアからウまでに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。
    - (イ) (3)のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。
  - イ 全額返還
    - (ア) (3)のオに該当したとき。
    - (イ) 研修終了後(研修中止後及び第6の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。)1年以内に、原則50歳以上で、県内において独立・自営就農又は親元就農をしなかったとき。ただし、第6の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から2年以内に独立・自営就農又は親元就農をした場合を除く。
    - (ウ) 親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかったとき。
    - (エ) 独立・自営就農を2年間継続しないとき。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合は、この限りでない。
    - (オ) 就農を中断した期間を除いて、親元就農した者にあっては5年間、独立・自営就農した者にあっては2年間、第6の1の(7)の報告を行わなかったとき。
    - (カ) 虚偽の申請等を行ったとき。
    - (キ) 独立・自営就農した者が、就農後1年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかったとき。
    - (ク) 就農を開始した後、県内に5年間居住しなかったとき(U I ターン者に限る)。

## 2 経営開始型

- (1) 経営開始型の交付対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳以上であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

イ 次に掲げる要件を満たす、県内における独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

(ア) 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であって、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受け、又は同条第3項に規定する認定の効力を失っていないこと。

エ 青年等就農計画に農業人材投資資金申請追加資料（農業人材様式第2号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

キ 原則として生活費の確保を目的とした国や地方公共団体の他の事業による交付等を受けていないこと。また、過去に国の経営開始資金の交付、経営開始支援資金の交付、農業次世代人材投資資金の交付、青年就農給付金の給付、就農給付金の給付又は半農半X支援事業による助成を受けたことがないこと若しくは原則として国の雇用就農資金の交付又は農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。また、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実に認められること。

ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市町村が認める場合に限り、採択を可能とする。

コ 農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者であること。この場合において、農林産物にあつては国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を当該事業開始後1年以内に取得し、農場管理を行い、非食用農産物にあつては農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理を行うこと。

## （2）交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、交付期間1年につき1人当たり72万円を交付する。また、交付期間は、最長2年間（経営開始後2年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、アの額に1.5を乗じて得た額を交付する。

（ア）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

（イ）主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

（ウ）夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

ウ 複数の交付対象者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該交付対象者（当該農業法人及び交付対象者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれアの額を交付する。

なお、経営開始後2年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。

## （3）次に掲げる事項に該当する場合は、市町村は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなったとき。

イ 農業経営を中止したとき。

ウ 農業経営を休止したとき。

エ 第6の2の（6）の報告を行わなかったとき。

オ 第7の2の（4）の就農状況の現地確認等により、次に掲げる事項を満たさず、適切な農業経営を行っていないと市町村が判断したとき（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生



産していない場合、市町村から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合その他の適切な農業経営を行わない場合）。

- (ア) 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、隠岐支庁又は農林水産振興センター等関係機関及び指導農業士等関係者の助言・指導に従うこと。
  - (イ) 営農に必要な技術や経営のノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいること。
  - (ウ) 年間150日以上かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事していること。
  - (エ) 概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれること（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く。）。
  - (オ) 労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいること。
  - (カ) 将来にわたって営農継続が期待されること。
- (4) 次に掲げる要件に該当する場合は、交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気、災害その他やむを得ない事情として市町村が認めたときは、この限りでない。
- ア (3) のアからオまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
  - イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
  - ウ 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第6の2の(6)のウの手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合はこの限りでない。

## 第6 交付対象者の手続

### 1 準備型

#### (1) 研修計画の承認申請

準備型の交付を受けようとする者は、研修計画（農業人材様式第1号）を作成し、市町村に承認の申請をする。

#### (2) 研修計画の変更申請

(1)の承認を受けた者は、研修計画を変更（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合を除く。）する場合は、計画の変更の承認を申請する。

#### (3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書（農業人材様式第3号）を作成し、市町村に当該年度の研修期間に係る資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間と同一の年度内に行うものとする。なお、各年度の交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期

間を月割にして算出するものとする。

(4) 研修状況報告

準備型の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、各年度の研修状況報告書（農業人材様式第4号）を市町村が別に定める日までに提出する。

(5) 交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の交付を中止する場合は市町村に中止届（農業人材様式第6号）を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備型交付対象者は、病気、災害その他やむを得ない理由により研修を休止する場合は市町村に休止届（農業人材様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（農業人材様式第8号）を提出する。

ウ 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届と合わせて（2）の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

(7) 研修終了後の報告

ア 就農状況報告

研修終了後、親元就農する者及びUIターン者で独立・自営就農する者にあつては6年間、県内在住者で独立・自営就農する者にあつては3年間、各年度の就農状況報告（別紙様式第9-1号又は9-3号）を市町村に提出する。ただし、準備型交付対象者が同一市町村から経営開始型の交付を受ける場合は、2の（6）のアの報告期間中は当該報告をもって代える。なお、交付の終了後、引き続き交付対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（農業人材様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、市町村に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（農業人材様式第11号）を市町村に提出する。継続研修は研修終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として1年以内とする。

また、継続研修の期間中は（4）に準じて、市町村に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年の間（県内在住者で独立・自営就農する者にあつては交付期間終了後3年の間）に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（農業人材様式第12号）を市町村に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農又は親元就農が困難な場合は、市町村に就農遅延届（農業人材様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は、研修終了後から原則2年以内とする。

エ 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農又は親元就農をした場合は、就農後1か月以内に就農報告（農業人材様式第14号）を市町村に提出する。

## オ 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市町村に就農中断届（農業人材様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（農業人材様式16号）を提出する。

## カ 離農報告

準備型交付対象者は、交付期間終了後6年の間（県内在住者で独立・自営就農する者にあつては交付期間終了後3年の間）に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（農業人材様式第21号）を市町村に提出する。

### (8) 返還免除

準備型交付対象者は、第5の1の(4)の病気、災害その他やむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（農業人材様式第18号）を市町村に提出する。

### (9) 申請窓口

- ア 研修予定地の市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
- イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする市町村と就農予定地の市町村が調整の上、就農予定地の市町村から交付することができる。

## 2 経営開始型

### (1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村に承認の申請をする。

### (2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合を除く。）する場合は、計画の変更を申請する。

### (3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書（農業人材様式第19号）を作成し、市町村に当該年度の農業経営に係る資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間と同一の年度内に行うものとする。なお、各年度の交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は交付期間を月割にして算出するものとする。

### (4) 交付の中止

経営開始型の交付を受けた者（以下「開始型交付対象者」という。）は、経営開始型の交付を中止する場合は市町村に中止届（農業人材様式第6号）を提出する。

### (5) 交付の休止

- ア 開始型交付対象者は、病気、災害その他やむを得ない理由により就農を休止する場合は市町村に休止届（農業人材様式第7号）を提出する。
- イ アの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（農業人材様式第20号）を提出する。
- ウ 開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除

き、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて（２）の手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。

（６）就農状況報告等

ア 就農状況報告

開始型交付対象者は、交付期間中各年度の就農状況報告書（農業人材様式第9-1号）を市町村に提出する。また、交付期間終了後2年間、各年度の作業日誌（農業人材様式第9-1号-1）を市町村に提出する。交付期間終了後2年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（農業人材様式第21号）を市町村に提出する。

イ 住所等変更報告

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後2年の間に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（農業人材様式第12号）を市町村に提出する。

ウ 就農中断報告

開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市町村に就農中断届（農業人材様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（農業人材様式16号）を提出する。

（７）返還免除

開始型交付対象者は、第5の2の（４）の病気、災害その他やむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（農業人材様式第18号）を市町村に提出する。

（８）申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

## 第7 市町村の手続等

### 1 準備型

（１）研修計画の承認

市町村は、準備型の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

審査の結果、第5の1の（１）の要件を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。なお、審査に当たっては、面接等の実施により行うものとする。

（２）研修計画の変更の承認

市町村は、研修計画の変更申請があった場合は、（１）の手続に準じて承認する。

（３）資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、市町村の判断によ

り1年分の資金を一括で交付することができる。資金の交付の時期は、研修計画の承認後、速やかに行うものとする。

#### (4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた市町村は、研修機関や隠岐支庁又は農林水産振興センター等の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、県等と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（農業人材様式第5号）を使い、以下の方法により原則として面談を行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

##### ア 交付対象者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

##### イ 指導者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

##### ウ 書類確認

(ア) 成績表（教育機関で研修を受ける場合）

(イ) 出席状況

(ウ) 研修時間及び休憩時間

#### (5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた市町村は、(1)の手順に準じて承認する。ただし、この場合、「第5の1の(1)の要件」を「第5の1の(1)のア及びイの要件」と読み替えるものとする。

#### (6) 研修終了後の確認

ア 市町村は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、年に1回、2年間確認する。ただし、第5の1の(1)のオの親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。確認は以下のとおり行うこととする。

(ア) 開始型交付対象者

2の(4)による確認結果を持って確認に代える。なお、準備型交付市町村と開始型交付市町村が異なる場合は、当該開始型交付市町村に照会して確認する。

(イ) (ア)以外の者

2の(4)に準じて確認する。

##### イ 就農遅延者の状況確認

市町村は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2

年以内とする。また、市町村は就農遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

#### ウ 農地の権利設定の確認

市町村は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

#### エ 就農中断者の状況確認

市町村は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

#### (7) 交付の中止

市町村は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の1の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

#### (8) 交付の休止

ア 市町村は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止し、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

#### (9) 返還免除

市町村は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

#### (10) 申請窓口

ア 研修予定地の市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 準備型交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする市町村と就農予定地の市町村が調整の上、就農予定地の市町村から交付することができる。

## 2 経営開始型

#### (1) 青年等就農計画等の承認

市町村は、経営開始型の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第5の2の(1)の要件を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。なお、審査に当たっては、面接等の実施により行うものとする。

#### (2) 青年等就農計画等の変更の承認

市町村は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

#### (3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、市町村の判断によ

り1年分の資金を一括で交付することができる。資金の交付の時期は、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。

#### (4) 就農期間中の確認

##### ア 就農状況の確認

就農状況報告を受けた市町村は、隠岐支庁又は農林水産振興センター等の関係機関と協力し、資金を交付している期間及び資金の交付期間と同期間、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができていのかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、県等と連携して適切な指導を行う。

確認は、就農状況確認チェックリスト（農業人材様式第17号）を使い、以下の方法により原則として面談を行う。

##### (ア) 開始型交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

##### (イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

##### (ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地基本台帳の写し

##### イ 就農中断者の状況確認

市町村は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村は就農中断届の提出のあった経営開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

#### (5) 交付の中止

市町村は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の2の(3)のア、イ、エ又はオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

#### (6) 交付の休止

ア 市町村は、開始型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は資金の交付を休止し、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村は、開始型交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

#### (7) 返還免除

市町村は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

#### (8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

#### 3 交付対象者情報の共有

(1) 県、市町村等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) 県、市町村等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、農業人材様式第22号により適切に取り扱うものとする。

(3) 県は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、市町村、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求めると及び現地への立入調査を行うことができる。

### 第8 事業計画の申請等

1 市町村は、交付要綱第3に基づき、補助金の交付を受けようとするときには、交付要綱様式第1号及び農業人材様式第23号を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

2 市町村は、交付要綱第4に基づき、重要な変更を行おうとするときには、交付要綱様式第2号及び農業人材様式第24号を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

3 市町村は、交付要綱第5に基づき、概算払により補助金の交付を受けようとするときには、交付要綱様式第3号による請求書を知事に提出するものとする。

4 市町村は、交付要綱第6に基づき、事業の実績報告を行おうとするときは、交付要綱様式第4号及び農業人材様式第25号を作成し、隠岐支庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

### 第9 新規就農者育成総合対策の就農準備資金・経営開始資金との関係

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、新規就農者育成総合対策の就農準備資金・経営開始資金の例による。

### 第10 事業の実施期間

令和6年度とする。



## 別記（４）

# 水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業

### 第１ 事業の目的

島根県水田園芸・有機農業地域研修事業の受入経営体が研修対象者を受け入れた場合、受入経営体が自身の営農の作業時間から、研修指導や就農計画作成、関係機関との調整、就農後のフォローアップに要する時間を割かれることから、受入経営体に一定の費用弁償をすることで、島根県農林水産基本計画で重点推進事項として掲げる水田園芸、有機農業に取り組む認定新規就農者の確保・育成を図る。

あわせて、地域担い手育成総合支援協議会及び地域農業再生協議会等が設置する「新規就農サポートチーム」に受入経営体も参画し、就農前研修や就農直後の経営が不安定な時期におけるフォローアップ体制を整備することで、新規就農者の確実な定着と経営安定を図る。

### 第２ 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な活動を実施する経費について、第５の１に定める要件を満たす者に対し、一定の費用弁償として助成を行う。なお、補助率等は別表１のとおりとする。

### 第３ 事業の仕組み

県は、事業実施主体に対して、補助金を交付する。

### 第４ 事業実施主体

この事業の実施主体は、島根県水田園芸・有機農業地域研修事業実施要綱（令和４年３月２３日付け農第１１３４号）（以下「地域研修事業実施要綱」という。）第２に定める事業実施主体（市町村である場合は、当該市町村が構成団体となっている地域担い手育成総合支援協議会又は地域農業再生協議会を含む。以下同じ。）とする。

### 第５ 受入経営体の要件等

事業実施主体は、１の要件を満たす経営体に対し、予算の範囲内で２の助成金額を交付する。

#### １ 受入経営体の要件

- （１）地域研修事業実施要綱第４に定める受入経営体であること。
- （２）地域研修事業実施要綱第３に定める研修対象者を雇用していないこと。
- （３）公益財団法人ふるさと島根定住財団のUIターンしまね産業体験事業による助成を受けていないこと。
- （４）研修対象者ごとに、研修期間から経営が不安定な就農後５年以内（農業経営基盤強化促進法第１２条又は第１４条の４に基づき認定された認定期間が就農後５年を経過する場合はその期間内）の期間において、「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各分野で構成する「新規就農サポートチーム」に原則

参画すること。

## 2 助成金額

事業実施主体は、受入経営体が研修対象者の研修を受け入れている期間中、研修生1人につき月額3万円を24か月以内で予算の範囲内において助成する。

## 第6 事業の実施手続き

本事業の実施の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第3に基づき、受入助成様式第1号を作成したうえで隠岐支庁農林水産局、東部農林水産振興センター又は西部農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の交付決定前に当該事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（受入助成様式第2号）を作成したうえでセンター等を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第4に基づき、重要な変更を行おうとするときには、受入助成様式第3号を作成したうえでセンター等を経由して知事に提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、交付要綱第6に基づき、受入助成様式第4号を作成したうえでセンター等を経由して知事に提出するものとする。

## 第7 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度とする。

## 第8 その他

その他事業の実施に必要な事項については、農林水産部長又は農業経営課長が別に定める。

令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長等

令和 年度水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業  
実施計画承認申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記（4）第6の（1）の規定に基づき提出します。

記

受入経営体	研修対象者	研修受入期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
計				

令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長等

令和 年度水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業  
交付決定前着手届

新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記（4）第6の（2）の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

事業費及び着手年月日等

区分	事業費	着手 年月日	完了予定 年月日
水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業			

理由

--

令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長等

令和 年度水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業  
実施計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあったこの事業の実施計画について、下記のとおり変更したいので、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記(4)第6の(3)の規定に基づき提出します。

記

受入経営体	研修対象者	研修受入期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
計				

※変更前と比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

令和 年 月 日

島根県知事 様

市町村長等

令和 年度水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業  
実績報告書

このことについて、新規就農者確保・育成事業費補助金交付要綱別記（4）第6の（4）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

受入経営体	研修対象者	研修受入期間	事業費 (円)	うち補助金 (円)
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
計				